

説 明 書

1. 業務名

平成30年度訪日外国人旅行者周遊促進事業
「山陰国際観光サポーターズによる情報発信事業」

2. 実施時期

契約締結の日～平成31年3月8日

3. 業務の目的

我が国では「訪日外国人旅行者数については、2020年には4,000万人、2030年には6,000万人」を目標としており、それを実現するために、これまで以上に効果的な情報発信を展開していく必要がある。

本事業では、山陰地区在住の外国人を山陰情報発信サポーターとして活用し、外国人目線による山陰の魅力を発信することで、世界に向けて山陰の認知度向上を図る。「縁の道～山陰～」エリアの観光情報等が集約された同WEBサイトとSNSへの海外からの閲覧数を高めることで、旅行者の「縁の道～山陰～」エリアへの興味・関心を喚起し、旅行需要を創出する。

4. 業務の内容

山陰国際観光サポーターズメンバーに対する説明会、登録者増加キャンペーン実施、交流会、勉強会、取材ツアー、訪日外客に対するサービス提供案内、表彰式等の実施。

情報発信意欲が高い山陰在住の外国人に向けて、山陰国際観光サポーターズになるための説明会&交流会を実施すること。外国人旅行者の視点で当該地域を巡り、地域の観光資源の魅力を理解並びに体感してもらう勉強会を実施すること。年度末には、山陰地域への誘客促進に貢献した優秀な山陰国際観光サポーターズを表彰すること。

I. 山陰国際観光サポーターズ説明会&交流会

(1) 山陰国際観光サポーターズ説明会&交流会の企画・運営

- ①参加者は山陰在住外国人で、目標登録者数は50人以上とする。登録費は無料。
- ②業務内容: 山陰国際観光サポーターズの説明会&交流会の企画からチラシの作成、参加者募集(周知・広報)、山陰国際観光サポーターズ登録者加入促進キャンペーン実施・運営まで、説明会&交流会に係る一切の業務について対応すること。山陰在住外国人招請及び連絡調整に要する経費を負担すること。

(2) 開催時期・回数・場所

平成30年8月～10月頃 1回(2時間程度)
開催場所は米子市内とする。

(3) 交通機関の手配

- (4) 留意事項
山陰国際観光サポーターズ説明会&交流会の開催中、会場に進行用の司会1名を配置すること。参加者全員分にかかる諸経費を負担すること。

II. 勉強会

- (1) 開催時期・回数
平成30年8月～10月頃 1回(2時間程度)
- (2) 開催場所
勉強会を開催する場所は提案によるものとするが、後述の参加者が全て収容できる宿泊施設等の会場を確保すること。米子、または松江等。
- (3) 参加者
山陰国際観光サポーターズメンバー及び講師、関係者
- (4) 勉強会内容
・ SNS 情報発信にかかわる記事の作り方等を学ぶ。
・ 訪日外客に対するサービス全般。
- (5) 留意事項
講師の招請及び連絡調整に要する経費を負担すること。

III. 取材ツアー

- (1) 開催時期・回数
平成30年10月～翌年1月頃 3回
- (2) 業務内容
山陰の原風景、四季折々の山陰の素材提供等が十分に供給できるよう、勉強会終了後に実践の場を選定し、情報発信に必要な山陰両県の観光資源、施設等取材ツアーを実施すること。
- (3) 参加者
①山陰国際観光サポーターズメンバー及び関係者
旅程全般の進捗の管理を行い、同行する(一社)山陰インバウンド機構の職員1名分の滞在経費なども事業費に含むこと。
②具体的な業務管理内容については、(一社)山陰インバウンド機構担当者と確認をしながらすすめること。

IV 山陰国際観光サポーターズ表彰式&交流会

- (1) 山陰国際観光サポーターズ表彰式&交流会の企画・運営
 - ①参加者：山陰国際観光サポーターズメンバー。（参加費無料）
 - ②業務内容：山陰国際観光サポーターズの表彰式&交流会の企画から運営まで、交流会に係る一切の業務について対応すること。山陰国際観光サポーターズメンバーの招請及び連絡調整に要する経費を負担すること。
- (2) 開催時期・回数
平成31年2月頃 1回（2時間程度）
- (3) 交通機関の手配
- (4) 留意事項
山陰国際観光サポーターズ表彰式&交流会の開催中、会場に進行係の司会1名を配置すること。参加者全員分にかかる諸経費を負担すること。

5. 報告書の提出等

- (1) 提出物 事業実施完了報告書（A4判） 5部
- (2) 提出場所 (一社)山陰インバウンド機構 担当：松川・小柴
- (3) 提出期限 平成31年3月8日

なお、作成に当たっては、以下について留意のこと。

- ① 事前に監督職員の承認を受けること。
- ② 事業実施状況等を分かり易く編集すること。

6. その他

- (1) (一社)山陰インバウンド機構と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、「縁の道～山陰～」のロゴマークを使用するなど、趣旨に沿って行うよう配慮すること。
- (3) 可能な限り日本政府観光局(JNTO)が運営するWebサイト(<http://www.jnto.go.jp/>)や山陰インバウンド機構が運営するWebサイト(<https://www.sanin-tourism.com/>)へのリンク設定、URL・QRコードの掲載などによって、インターネットでの検索やアクセスが可能な環境を整備し、各Webサイトへの誘導に配慮すること。